

拓殖大学第一高等学校

いじめ防止基本方針

2014年5月20日 作成
2020年4月1日 改定

目 次

第 1	いじめ防止等に関する基本的な考え方	P 1
1	教職員の決意	P 1
2	いじめ防止等の対策に関する基本理念	P 1
3	いじめの定義	P 1 ~ P 2
4	いじめの禁止	P 3
5	いじめ防止対策委員会の設置	P 3
第 2	いじめ防止等のための対策	P 3
1	未然防止	P 3 ~ P 4
2	早期発見	P 5 ~ P 6
3	インターネットやソーシャルメディア利用による いじめの対応	P 6
第 3	いじめに対する措置	P 7
1	早期対応	P 7 ~ P 8
2	重大事態への対処	P 8 ~ P 9
資料		
1	年間指導計画	P 1 0
2	いじめ対応の具体的な流れ	P 1 1 ~ P 1 3

第1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 教職員の決意

拓殖大学第一高等学校は、校長の強いリーダーシップのもと「いじめのない学校」「暴力のない学校」「盗難のない学校」を掲げ生活指導に取り組み、人権教育の充実や規範意識の定着に力を注いでいる。「いじめ防止対策推進法」の施行を契機になお一層学校、家庭、地域が一体となり、より密接な連携を図り、いじめ等を未然に防止する。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、生徒の人権を侵害する決して許されない行為。しかしながら、いじめは、「どの学校、学級にも起こり得ることであり、いじめの問題に無関係な生徒はいない」という基本的認識に立ち、学校と家庭、学校と地域が一体となって未然防止、早期発見や早期解決に取り組むことが重要である。

いじめ防止に向けた活動は、校長を中心に学校全体で組織的に取り組む。いじめの未然防止は、「いじめを生まない学校環境づくり」が大切であり、そのためには教職員の資質向上を図ると共にこれを実践する。

拓殖大学第一高等学校のいじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭、その他の関係者が連携し、いじめの克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

3 いじめの定義

法第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をとる。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

5 いじめ防止対策委員会の設置

いじめを未然に防止する取り組みは、従来から校長の強いリーダーシップのもと「いじめのない学校」をスローガンに学校全体で組織的に取り組んできた。今後も早期発見や早期対応は勿論、いじめを生まない学校づくりのために、校長を中心に学校全体で組織的な取り組みを推進ための委員会を設置する。

校長が任命する教職員で組織する「いじめ防止対策推進委員会」を常設し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。委員会は教頭（いじめ防止対策委員長）、生徒指導部長、学年主任、部活動推進委員長を中心に組織する。

いじめが起った時、校長は当該いじめ事案の関係者と直接的関係または利害関係を持たないスクールカウンセラー、弁護士、校医などを委員として加え、当該調査の公平性や中立性を確保（担保）する。ただし、委員の構成は、事態の性質に応じて柔軟に対応する。

第2 いじめ防止等のための対策

1 未然防止

①いじめ防止に向けた教職員の資質向上

いじめから一人でも多くの生徒を守るためには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」「いじめは生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」との認識に立ち、教職員が「いじめは絶対に許さない」という揺るぎのない信念を持つことが重要であり、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、様々な研修等を計画的に取り入れ、生徒の些細な変化に気付く力を高め、早い段階からいじめを認知し、積極的に関わり合いを持つ等、その判断力や指導力を身に付ける。

②いじめ防止に向けた保護者への呼びかけ

いじめを防止するには、保護者の理解や協力を得て一体となって取り組むことが重要である。特にスマートフォン、インターネット、SNSなどを介しての誹謗中傷は、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる可能性がある。保護者がいじめを未然に防止することの重要性について理解を深めることが重要であり、クラス通信や学年通信を通して保護者に協力を呼びかけると共に、講演会、保護者会等を通じていじめ問題を積極的に取り上げる等、保護者の認識を高めるための方策を講じる。（学校、生徒間、保護者、教職員、地域の方々との連携等）

③いじめ未然防止の取り組み

全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけをし、未然防止の取り組みを行うことが最も有効な対策であると考えている。学校は、危険から生徒を守る安心・安全な居場所にならなければならない。また、生徒が主体的に取り組む活動の中で、互いを認め合い、心のつながりを感じながら、自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき「絆」を深め、「他人の役に立っている」、「他人から認められている」といった「自己有用感」を習得していくことが大切であると考え、以下の事項を重点的に取り組む。

(1) 授業改善と学力向上の取り組み

- ・習熟度別授業（学力にあった授業展開）
- ・補習授業とサポート体制（学力不振者を作らない）
- ・授業評価アンケートの実施
- ・授業公開と研究授業（自己点検と自己の向上）
- ・奨学生制度

(2) 授業規律の取り組み

- ・チャイム着席指導
- ・学ぶ姿勢
- ・発表の仕方や聞く姿勢

(3) クラス運営の充実：担任と生徒の「馴れ合い」は、いじめが発生し易い

- ・クラスのルールや規範の厳守
- ・生徒の自発的、自治的運営による規律と活気あるクラス集団の形成
- ・発表の仕方や聞く姿勢
- ・正しい言葉遣いができる集団づくり（コミュニケーション）
- ・遅刻・欠席などのないクラス
- ・居場所づくり、絆づくり

(4) 社会性、人間性の育成（自ら気づき、行動し、自ら学ぶ）

- ・生徒会活動（生徒自身がいじめの問題を提起し話し合う）
- ・委員会活動とその役割の明確化（学校は小さな社会との位置付け）
- ・行事（体育祭、文化祭等）への自主的な取り組み
- ・クラブ活動

(5) 総合学習

- ・人権学習（一人ひとりの良さや違いを認め合う）
- ・いじめとは何か、いじめの本質に迫り自ら自問自答する

(6) 教職員の自主的研修の奨励など

- ・いじめなどに関する研修
- ・保護者、教職員、地域の方々等との連携協力
- ・インターネット、ソーシャルメディアなどに関する研修

2 早期発見

①いじめを潜在化させない相談しやすい環境づくり

教職員は、日常の学校生活で生徒が気軽に相談できる環境を整えることが大切であり、そのためには、教職員は日頃から生徒に声をかけ、言動に注意し、行動を観察する必要がある。また、生徒の悩み事や相談事に親身になって聞く姿勢が重要で、生徒が教職員に相談することはとても勇気がいる行動であり、その対応には、細心の注意を払わなければならないことを肝に銘じておかなければならない。教職員は、日頃から保護者と信頼関係を築き、環境を整備することが大切である。

(1) 生徒からの訴えには、担任、学年主任、生徒指導部を中心に、いじめの実態の把握と説明を進め、生徒の心のケアにはカウンセラーが入るなど、安心と安全を保証する。

(2) 情報提供の生徒からの訴えには、慎重に対応し且つ聴取する時は、他生徒から遮断された時間や場所を確保するなど、最大限の配慮をし、新たないじめが起こらないように細心の注意を払う。

(3) 保護者からの訴えには、特に慎重且つ真摯な対応が必要であり、聞き上手になること。特に相手の立場に立って聞くことが重要である。

何も起きていない時から信頼関係を築くことが重要であり、保護者会や三者面談等を通して意思の疎通を図っておくことが求められる。

②いじめ早期（発見）認知の取り組み

いじめは、「早期認知」・「早期対応」が大切。つまり、生徒の些細な変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、必要に応じて関係者を招集し、対応を検討する組織を編成する。

早期に認知し、早期に対応するため、以下の事項について、重点的に取り組む。

(1) 日常の観察

- ・登校指導（声かけ、表情、態度、友人関係、服装、頭髪など）
- ・SHR（返事、態度）
- ・休み時間や昼休み
- ・掃除や放課後のコミュニケーション

(2) 観察からの情報収集

- ・生徒の発言への注視
- ・グループ形成の把握
- ・グループ内の人間関係の把握
- ・グループへの適切な指導

(3) 学級日誌やクラスノートの活用

- ・学級日誌から読み取れる情報
- ・クラスノートから読み取れる個人的な情報

(4) 定期的な教育相談

- ・二者面談は学期毎に実施
- ・三者面談は必要に応じて実施
- ・生徒を対象とした教育相談週間と相談窓口
- ・カウンセリング

(5) (いじめ) 学校生活実態調査アンケート

- ・全学年対象に年1回実施
- ・必要に応じて学期毎に実施
- ・必要に応じてクラス、学年、クラブに実施
- ・記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮

3 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

未然防止の観点から「インターネットによるいじめ防止」の文章を生徒・保護者へ配布し、あってはならない行為であることを周知徹底してきた。しかし、ネット上のいじめや誹謗中傷は根深いものがあり、大人の目に届かない奥深いところで潜在的に行われている。学則の遵守や情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と密接に連携協力し指導していくことが重要である。

インターネット上のいじめを発見した場合や生徒や保護者からの訴えがあった場合は、ネット上の書き込みや画像を削除する（プロバイダーに対し、削除「情報発信停止」）などの迅速な対応を取り、人権侵害や犯罪などがあった場合、警察などの機関と連携して対応する。

① 未然防止

(1) 教職員は、インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性の最新情報を把握し、情報モラル教育を行うとともに、生徒や保護者への啓発を行う。

(2) 教職員は「いじめは絶対に許さない」という揺るぎない信念を持つことが重要であり、ネット上に「誹謗中傷」などを書き込むことは「いじめ」と同じく、決して許されない行為である。例えば匿名で書き込みをしても個人が特定され、悪意的な書き込みは「犯罪」に繋がり、警察等の機関と連携して解明することを徹底する。

※特殊性とは

「発信した情報の拡散のスピードと回収の難しさ」

「匿名性と特定」

「違法情報や有害情報」

「被害者が加害者にもなり得るばかりか、犯罪にも繋がる」

保護者は、生徒がスマートフォンや携帯電話等を所持する際は、家庭でのマナー教育、ルール作りなどの躰（決まりを作る）を行うなど、家族間の課題として真剣に話し合うことが重要である。

② 早期対応

(1) ネット上のいじめや誹謗中傷などを認知した時は、書き込みや画像の削除などの迅速な対応を取り、生徒や保護者にその対応策を助言し、協力して取り組む。

(2) 学校や保護者で解決困難な場合は、警察等の専門機関と連携して取り組む。

第3 いじめに対する措置

1 早期対応（いじめを早期発見若しくは認知した時）

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。

①いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策推進委員会に直ちに情報を共有する。
- ・その後、当該委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。
- ・事実確認の結果は、校長が責任を持って設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める等適切な対応をする。

②いじめられた生徒、その保護者への支援

- ・いじめられた生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・家庭訪問等により、いじめの発見・通報を受けた日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室に置いて指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家などの外部専門家の協力を得る。

③いじめた生徒への指導、その保護者への助言

- ・いじめたとされる生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・いじめた事実があると判断した場合は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

⑤ 継続指導

- ・いじめが収まったと見える場合でも、担任を中心に観察を継続し、必要に応じて面談を行い、その後の状況の把握に努める。
- ・いじめられた側、いじめた側の双方にカウンセリングを行い、心のケアに当たる。

2 重大事態への対処

- ①法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」）を本校に設置する。
- ②調査委員会の構成については、常設のいじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるものとする。重大事態の発生ごとに設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③調査委員会における調査を行うときには、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等その他必要な情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者会らの申し立てが合った時には、適切かつ真摯に対応する。
また、速やかに学校法人及び東京都知事に、重大事態の発生及び調査結果について報告する。
- ④重大事態への対処について、必要に応じて学校法人及び東京都知事と連携、協力して行う。

法第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

重大事態の意味

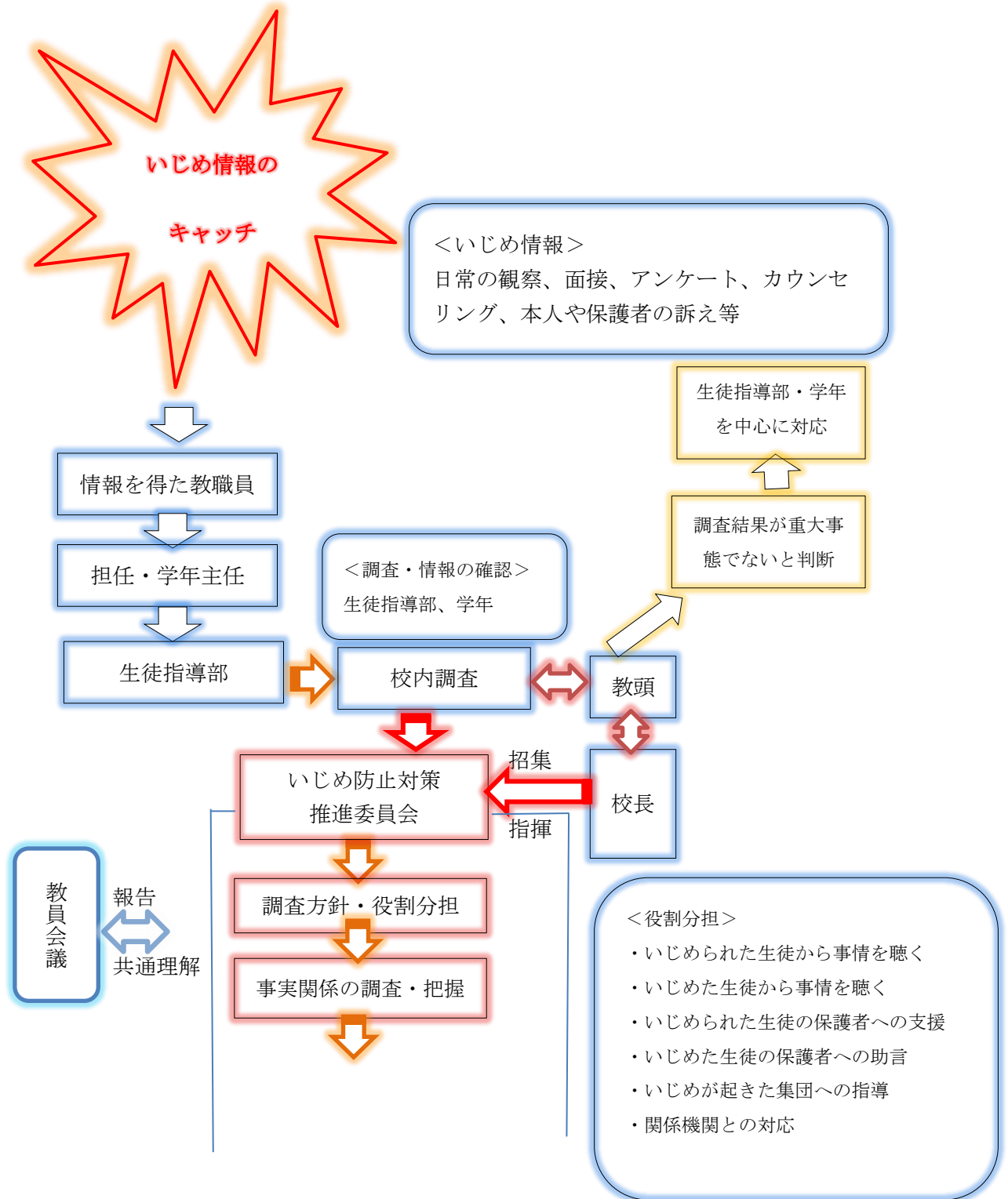
- (1) いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・生徒の身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・相当の期間とは、年間30日を目安とする
 - ・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

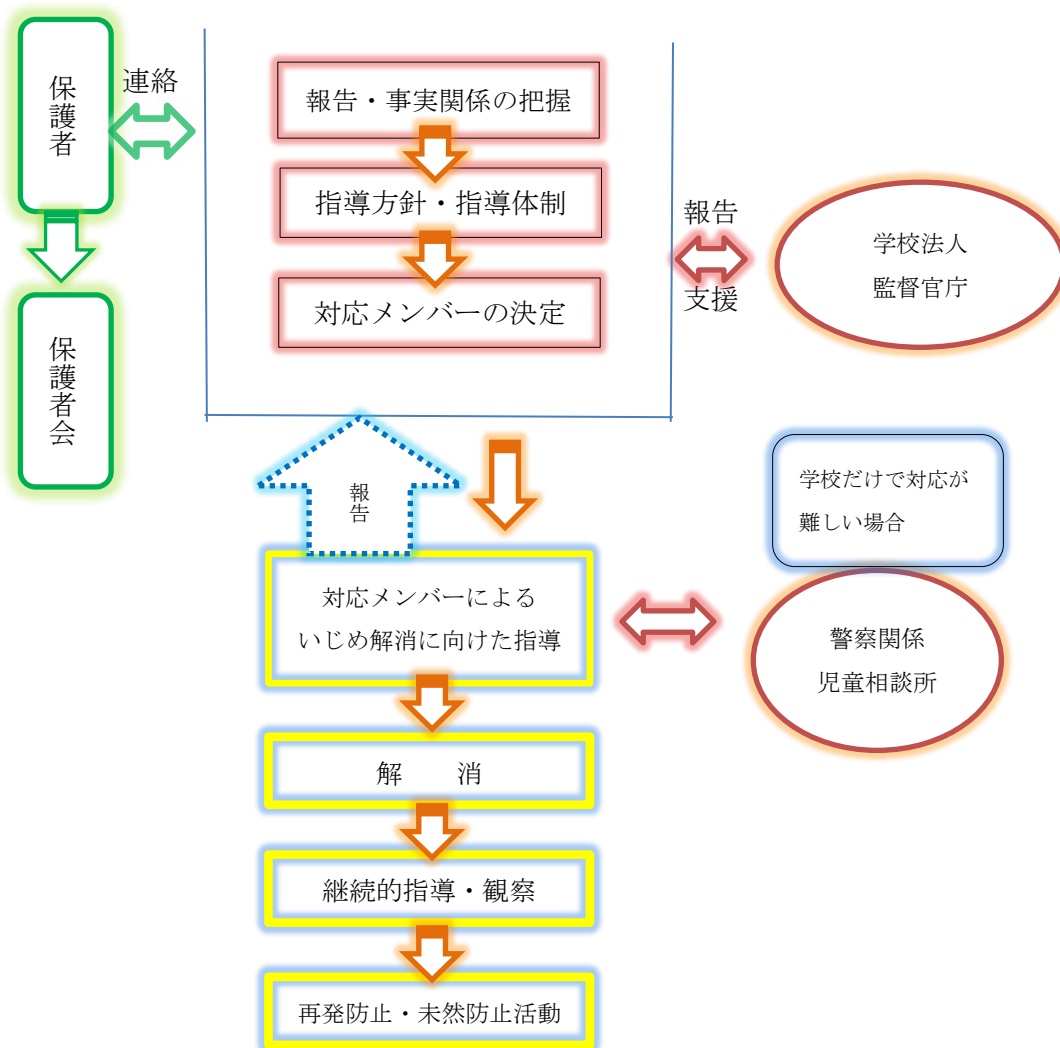
資料

1 年間指導計画

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ① 生徒アンケート（無記名） | 実施時期：1 学期 |
| ② クラブ活動アンケート（無記名）
文系クラブ、生徒会活動、各種委員会などを含む | 1 学期 |
| ③ 授業評価アンケート（無記名） | 2 学期 |
| ④ （いじめ）学校生活アンケート
1) 全校生徒対象
2) 必要に応じて学年毎、クラス毎 | 随 時 |
| ⑤ 教育相談
1) 二者面談
2) 三者面談
3) 生徒対象教育相談
4) カウンセリング | 実施時期：学期毎
必要に応じ実施
随 時
随 時 |
| ⑥ 担任、学年主任、クラブ等の顧問等
生徒の身近にいる教職員へ相談
電話も可
(話し易い、相談し易い環境を作る) | 常 時 |
| ⑦ ネットパトロール | 常 時 |

2 いじめ対応の具体的な流れ





<事実関係の調査・把握>

- ・いじめの状況、きっかけを洩れなく聴き、いじめの実態を把握する
- ・いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する
- ・いじめの情報に食い違いがないように、複数の教員で事情を聴く
- ・いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の認識にずれがある場合は、把握した状況をもとに十分に検討協議し慎重に対応する
- ・安心して話せるように、場所や時間などに配慮する
- ・情報提供生徒の秘密を守り、報復などが起こらないように細心の注意を払う
- ・いじめの実態の把握後、保護者に会って直接説明をする

<いじめの解消に向けた指導>

○いじめられた生徒への指導

- ・事実確認とともに、いじめられた気持ちを理解し共感することで心の安定を図る
- ・最後まで守り抜くことや秘密を厳守することを伝える
- ・必ず解決する、出来るとの希望を持たせる

○いじめられた生徒の保護者への対応

- ・いじめを調査し、家庭訪問等で保護者と面会して事実関係を直接伝える
- ・学校の指導方針を伝え、継続して家庭と連携を取りながら解決に向けて取り組む姿勢を明確に示し、今後の対応について協力を得る
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感し理解する
- ・生徒を観察し、どんな些細な変化でも相談するよう伝える

○いじめた生徒への指導

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、毅然とした姿勢で対応し、自らの行為の責任を自覚させる
- ・いじめられる側の気持ちを理解させる

○いじめた生徒の保護者への対応

- ・保護者に来校してもらい、経過と生徒立会いの上、事実の確認をする
- ・いじめた生徒の状況を伝え、いじめの深刻さの理解を求める

参考資料

1. いじめ防止対策推進法（国の法律：平成25年6月28日公布）
2. いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
（文部科学省：平成29年3月）
3. 拓殖大学第一高等学校教学組織規程
4. 拓殖大学第一高等学校個人情報保護に関する規程
5. 拓殖大学第一高等学校人事調査委員会規程
6. 拓殖大学第一高等学校生徒の処分に関する内規
7. 拓殖大学第一高等学校生徒の処分に関する取扱要領
8. 拓大一高 部員憲章
9. 拓殖大学第一高等学校奨学生規程

以 上